

作成日：2012年1月5日

## ルーマニア

特許庁の所在地：

State Office for Inventions and Trademarks  
Office de l'Etat pour les Inventions et les Marques

B. P. 52, 70418

Bucarest

Romania

Tel : 40 1 313 24 92

Fax : 40 1 312 38 19

E-Mail : [office@osim.ro](mailto:office@osim.ro)

Website : <http://osim.ro>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (9) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (10) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

ルーマニア国内に住所を有していない出願人は、特許弁護士を選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

Romanian National Chamber of Industrial Property Attorneys  
Bucharest, 3<sup>rd</sup> district, Postal Code 030602, 7, Corneliu Coposu Boulevard,  
Building 104, Entrance 1, Apartment 16  
Tel/Fax: 40 21 320 06 88  
Email: office@patent-chamber.ro  
Website: [http://www.patent-chamber.ro/index\\_en.html](http://www.patent-chamber.ro/index_en.html)

### **4. 出願言語**

ルーマニア語です。

### **5. その他関係団体**

不明です。

### **6. 特許情報へのアクセス**

[http://www.osim.ro/index3\\_files/database/datab.htm](http://www.osim.ro/index3_files/database/datab.htm)

(情報によりますと、サービスが上手く機能していないとのことです。)

## 特許制度

### 1. 現行法令について

1992年1月21日に施行の1991年の特許法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

出願の際には、ルーマニア語以外の言語による明細書等でもって出願をすることができます。この場合、出願日から2ヶ月以内にルーマニア語による翻訳文を提出する必要があります。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 発明者宣誓書 (Declaration of Inventor)

発明者が署名します。追完することができます。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。優先権証明書の翻訳文は、特許庁から要求された場合に提出する必要があります。

#### (7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

第一国出願の出願人とルーマニア出願の出願人が異なる場合に提出が必要となります。

### 3. 料金表 (単位: ルーマニア レイ (lei・ROL))

(1) 出願料金	1 8 0 0 0 0
(2) 公開料金	4 8 0 0 0 0
(3) 調査報告作成料金	3 0 0 0 0 0
(4) 審査請求料金	3 6 0 0 0 0 0
(5) 特許発行料金	1 0 0 0 0 0
(6) 年金:	
1年度	3 0 0 0 0 0
2年度	4 8 0 0 0 0
3年度	6 6 0 0 0 0
4年度	8 4 0 0 0 0

5年度	1 0 2 0 0 0 0
6年度	1 2 0 0 0 0 0
7年度	1 3 2 0 0 0 0
8年度	1 4 4 0 0 0 0
9年度	1 5 6 0 0 0 0
10年度	1 6 8 0 0 0 0
11年度	1 8 0 0 0 0 0
12年度	1 9 2 0 0 0 0
13年度	2 0 4 0 0 0 0
14年度	2 2 2 0 0 0 0
15年度	2 4 0 0 0 0 0
16年度から20年度 (各年度当たり)	3 0 0 0 0 0 0

#### 4. 料金減免制度について

不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

##### (1) 方式的要件の審査

出願書類が提出されますと、予備審査として方式的要件及び発明の単一性を満たしている否かの審査が行われます。出願日認定に必要な書類が提出された場合には出願日が付与され、形式的な要件を満たしていない場合には、方式補正の対象となります。方式的要件を満たした出願は、その後出願公開され、審査請求料金を納付することにより、実体審査の対象とされます。

##### (2) 不特許事由について

次のものは特許を受けることができません、

- ・ 発見や科学上の理論や算術的方法の場合。
- ・ 公序良俗に反する場合。

- ・コンピュータプログラム自体の場合。
- ・純粋な美的特徴の創作に過ぎない場合、等々です。

### (3) 新規性について

絶対的新規性を採用しております。従いまして、ルーマニア出願日前（又は優先日前）に出願に係る発明が世界のいずれかの場所で利用可能となっていた場合は、従来技術とされ特許を得ることはできません。また、先の優先日や出願日を有する出願が、後の出願後に公開された場合において、後の出願に係る発明が公開された先の出願の明細書等に記載されている場合、先の出願に記載された発明は従来技術となります。

#### <新規性喪失の例外>

次の場合には、新規性を喪失していないものとみなされます。

- ・特許を受ける権利を有する者による出願日前（又は優先日前）12ヶ月以内における発明の公表の場合。
- ・ルーマニア出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における博覧会における発明の公表の場合。なお、この博覧会による新規性喪失の例外の適用を受ける場合には、出願と同時に所定の事項を記載した証明書を提出しなければなりません。

### (4) 出願公開について

出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。早期公開制度も採用されており、出願公開日から仮保護の権利が発生します。

### (5) 新規性調査について

特許庁は、出願人の請求により調査報告を作成します。この請求は出願日から18ヶ月以内に料金を納付しなければなりません。調査報告は、新規性に関する資料が引用され、調査報告書作成中に発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合には、追加調査料金の納付が求められます。追加調査料金の求めに対して、出願人が料金を納付しなかった場合には、最初に記載された発明に対して調査報告が作成されます。なお、調査報告の公開後クレームについて補正をすることができます。

### (6) 実体審査について

出願は、新規性、進歩性及び産業上利用性についての実体審査が行われますが、実体審査を受けるためには出願日から30ヶ月以内に審査請求料金を納付しなければなりません。審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合には拒絶理由通知が発行され、出願人に所定の期間内に意見書や補正書を提出する機会が与えられます。この拒絶理由に対して、当該理由を解消できなかった場合には最終的に出願は拒絶されます。一方、拒絶理由が発見されなかった場合、又は補正書等の提出により拒絶理由が解消した場合には、特許付与の決定がされます。特許付与の決定があった場合、その決定が特許公報に公告され、その公告日から異議申立ての対

象とされます。特許付与の決定があった場合、その決定日から所定期間以内に特許発行料金を納付する必要があります。上記所定期間内に料金が納付され、異議申立てがなかったがなかった場合には、特許として特許原簿に登録され、特許証が発行されます。

(7) 異議申立てについて

何人も特許付与の決定の公告日から6ヶ月以内に、異議申立てをすることができます。異議申立てがあると異議申立書の謄本が出願人に送達され、出願人に答弁する機会が与えられます。異議申立ての審理は、特許庁の再審査部で行われ、その決定に対しては、決定日から3ヶ月以内に裁判所に対して抗告することができます。

(8) 拒絶査定に対する不服申立て

拒絶査定に対して、出願人は査定謄本の送達日から3ヶ月以内に特許庁に抗告することができます。審理は特許庁の再審査部で行われます。再審査部の決定に対しては、決定日から3ヶ月以内に裁判所に対して抗告することができます。

(9) 補正について

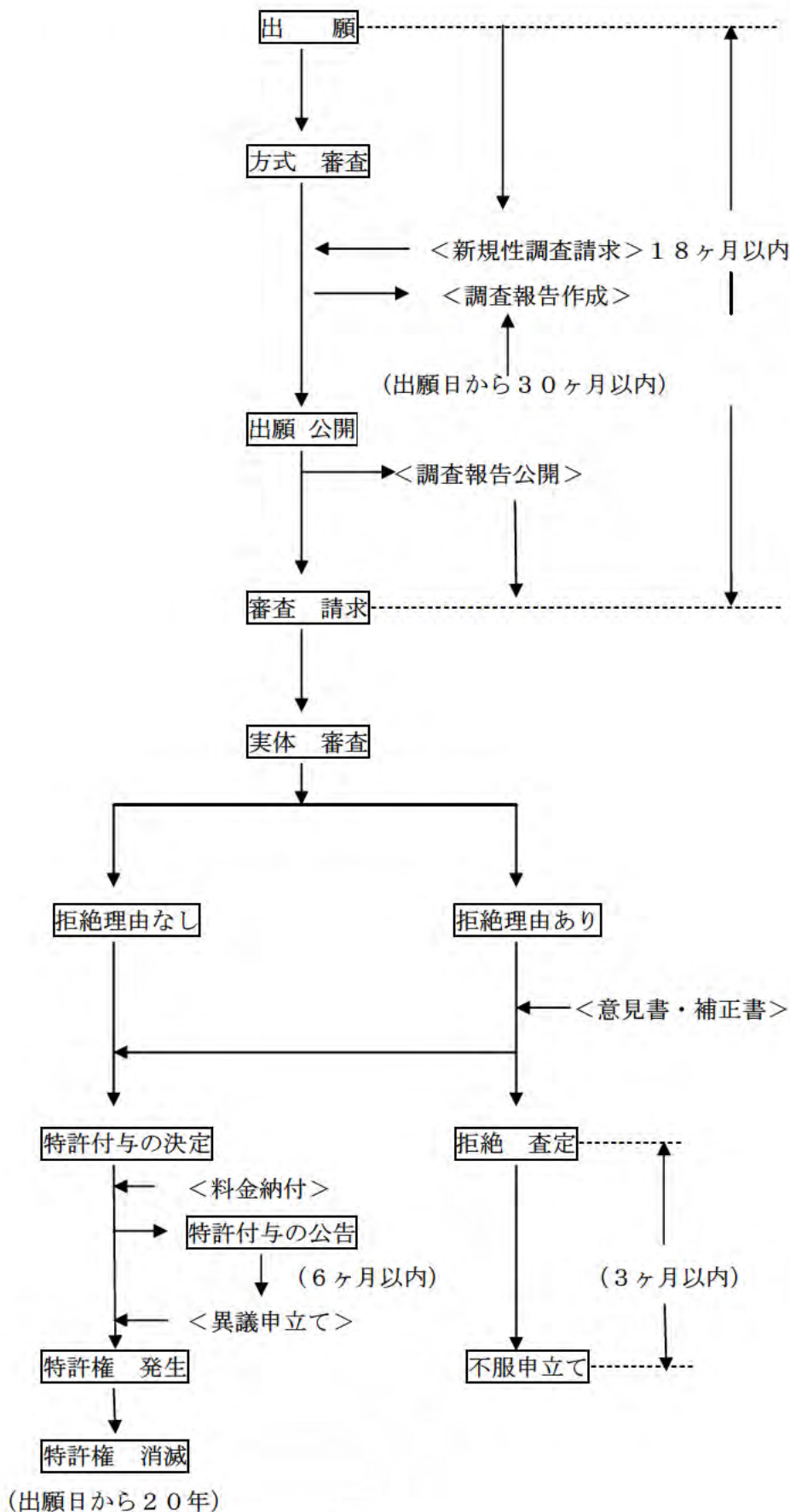
拒絶理由通知に対する指定期間内、及び自発的に特許付与の決定があるまで、明細書等について補正をすることができます。

(10) 分割出願について

発明の単一性要件を満たしていない旨の通知を受けた場合には、その通知から指定期間内に、また特許付与の決定があるまで自発的に、分割出願をすることができます。



出願から特許権消滅までのフローチャート：



## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 年金は特許付与後に納付する必要があります。但し、出願からの累積年金を特許付与決定後所定期間内に納付しなければなりません。その後の年金については、出願日に相当する日までに納付する必要があります。

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限  
優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類  
下記書類のルーマニア語による翻訳文の提出が必要です。
  - ・国際出願の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ・19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
  - ・34条補正がされた場合、補正後の翻訳文

## 11. 留意事項

### 1. 出願形態の決定

ルーマニア国で発明の保護を求める形態として、優先権を主張して直接出願する方法、PCT 出願により国内特許とする方法、また EPC 広域特許の指定国とする方法が、考えられます。従いまして、どのルートによる方法が好ましいか、企業戦略等を考慮して選択する必要があります。一般的に言いますと、ルーマニア国にて保護を求める場合には、対応出願国として EPC 出願も含まれていると思われるので、安定的な強い権利を取得する観点から、EPC 出願によるルーマニア国を指定国として、保護を求める方法が好ましいのではと思われます。

### 2. 出願後登録まで

手続はルーマニア語により行われ、現地代理人は特許庁からの通知に対して英語の翻訳文を併せて送付するのが一般的です。出願人はこの英語翻訳文を基にして手続を進めても問題はないかと思いますが、翻訳ミス等のエラーが生じる場合も間々ありますので、必ず特許庁からの通知も送付してもらうよう留意すべきです。例えば、拒絶理由通知の発行日や応答期限の確認に利用することができるからです。拒絶理由通知に対してクレームを補正した場合には、現地代理人が特許庁に対して提出した補正書の英語による翻訳文の送付を依頼し、的確に出願人の意図した内容で補正がされているか否か確認するようにすべきでしょう。

### 3. EPC 出願ルーマニア国指定に関して

ルーマニア国を指定した EPC 出願が特許となり、ルーマニア国において EPC 特許を有効にするために、EPC 特許明細書のルーマニア語翻訳文を所定期間内にルーマニア特

許庁に提出する必要があります。従いまして、EPC 出願が特許査定となった場合には、EPC 出願代理人がルーマニア国における特許有効化のために、ルーマニア国代理人に対して必要な手続きを採ったか否かを、確認するよう留意して下さい。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

現在は、1997年4月25日施行の工業的意匠の保護に関する法律第122号が適用されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

★一出願多意匠制度が採用されています。但し、ロカルノ協定の国際意匠分類の同一分類に属する物品に限られます。

#### (1) 願書

- ① 創作者・出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ② 優先権主張する場合には、基礎出願の日付と番号。
- ③ 意匠に係る物品の表示

#### (2) 図面又は写真（10部）

大きさは最大で18cm x 30cmとされています。

#### (3) 意匠の簡単な説明:意匠の特徴部分についての簡単な説明が必要です(最長30語)。

#### (4) 譲渡証書

出願人が創作者でない場合に必要となります。譲渡証書（創作者及び出願人の双方が署名したもの）は公証が必要です。

#### (5) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (6) 優先権翻訳

出願日から3ヶ月以内にルーマニア語による翻訳を提出しなければなりません。

#### (7) 委任状

公証は必要ありません。

#### (8) 公表の繰り延べ請求

公表の繰り延べを希望する場合には出願時にその旨の請求をすることが必要です。最長で出願日（優先日）から12ヶ月間、公表が繰り延べられます。

### 3. 料金表（単位：米国ドル(USD)）

外国人は、意匠出願に関しては、米国ドル又はユーロで料金を納付しなければならないものとされています。

#### (1) 出願料

- \*一意匠 30
- \*追加の一意匠 10

(2) 公表料	
*白黒の場合	20
*カラーの場合	100
(3) 優先権主張	20
(4) 公表の繰り延べ	20
(5) 審査料	
*一意匠	50
*追加の一意匠	10
(6) 登録料	
*20意匠まで	20
*21～50意匠まで	30
*51～100意匠まで	50
(7) 更新料	
*20意匠まで	20
*21～50意匠まで	25
*51～100意匠まで	30

#### 4. 料金減免制度について

意匠出願については料金の減免制度は採用されていません。

#### 5. 実体審査の有無

意匠出願は方式審査のみ行われ、新規性等の実体審査は行われません。

#### 6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

意匠出願については実体審査が行われませんので、審査請求制度は採用されていません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願は、まず方式的要件を満たしているか否かについての予備審査 (Preliminary Examination) が行われます。出願様式、必要書類の不足等の方式的要件を具備していない場合には補正指令が発せられ、適切な補正をしない場合には出願は取り下げたものとみなされます。

方式的要件を満たした意匠出願は官報 (Official Bulletin) に公表されます。但し、出

願人から公表の繰り延べ請求があった意匠出願については最長で出願日（優先日）から12ヶ月、公表が繰り延べられます。

意匠出願が公表されると、その日から3ヶ月間、第三者は異議申し立てを請求することができます。異議申立て期間が満了した後に、意匠出願が不登録事由に該当するか否かの実体審査が行われます。不登録事由は以下の通りです。

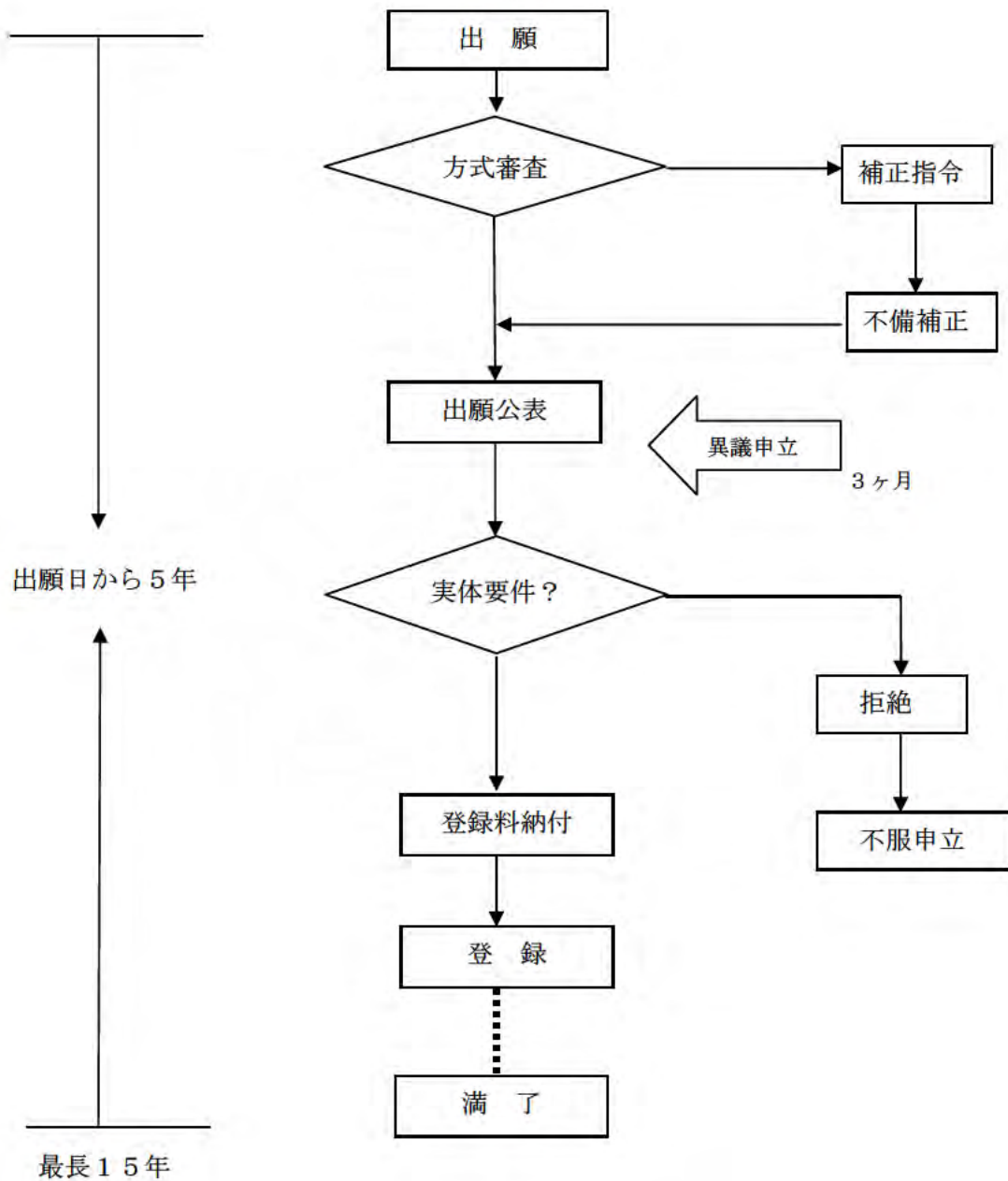
**【不登録事由】**

- ① 意匠の定義に該当しない場合
- ② 新規性のない意匠
- ③ 意匠の外観が技術的作用と認められる場合
- ④ 公序良俗に反する場合

新規性については、意匠出願の出願日（優先日）前に、その意匠が国内又は外国において公衆に利用されていない場合には新規性を有するものとされます。出願人（又は創作者）による出願日（優先日）前12ヶ月以内における意匠の公表は、新規性を喪失しないものとみなされています。

意匠出願が不登録事由に該当する場合には、拒絶理由が通知され所定の期間内に意見書、補正書を提出することができます。最終的に出願が拒絶された場合には、出願人はその決定の通知から2ヶ月以内に審判を請求することができます。審判は再審査部（Re-Examination Board）で審理され、その決定に対して更に不服の場合には、ブカレストの裁判（Municipal Court）に再審判部の決定の通知から3ヶ月以内に抗告することができます。

意匠出願が不登録事由に該当しない場合には、登録料の納付を条件として意匠登録され、登録証（Certificate of Registration）が発行されます。登録証が発行された後、官報に公告されます。



## 9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から5年ですが、5年ごとに2回更新が認められていますので、存続期間は最長で出願日から15年となっています。

## 10. 部分意匠制度の有無

ルーマニアでは部分意匠制度は採用されておりません。

## 11. 留意事項

### (1) 意匠の定義

意匠とは、実用的な機能を有する物品の新規な外観であって（平面的又は立体的）、

工業的に量産することができるものとされています。但し、技術的な作用に基づく外観は登録を受けることができません。

(2) 登録の取消し

利害関係人は、意匠登録が不登録事由に該当することを理由として、意匠権の存続期間中、意匠登録の取り消しを請求することができます。取り消し請求は、ヘーグカレスト地方裁判所に対して行います。

(3) 意匠の国際寄託

ルーマニアは工業的意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の加盟国ですので、ヘーグ協定に基づく国際寄託でルーマニアを指定することにより、ルーマニアで意匠の保護を受けることができます。

(4) 著作権との関係

工業的意匠は、十分に独創的である場合には、意匠権による保護に加えて著作権法による保護を受けることもできます。

(5) 譲渡

意匠出願、登録意匠は、その全部又は一部を譲渡することができます。譲渡は登録しなければ第三者に対抗することができません。

譲渡を登録するためには、譲渡人及び譲受人双方により署名され公証を受けた譲渡証書、譲受人により署名された委任状が必要となります。

(6) ライセンス

登録意匠について、独占的又は非独占的ライセンスを設定することができます。ライセンスは登録をしなければ第三者に対抗することができません。



## 商標制度

### 1. 現行法令について

現在、1998年7月23日施行の商標法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の名称・住所・国籍。

(2) 商標見本15通

大きさは、7cm x 7cmとなっています。

(3) 商標が使用される商品又はサービスの表示及びその区分。

(4) 法人証明書

業務内容を把握するために会社又は企業の法人格を証明することが必要です。

(5) 優先権を主張する場合

基礎出願の出願日、出願国、出願番号。

(6) 優先権証明書

出願から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 委任状

公証・認証は必要ありません。

(8) 他人の同意書（必要な場合）

他人の承諾があれば不登録事由が適用されないような場合。

(9) 団体商標の場合

標章の使用に関する規則、本店所在地、業務分野、団体の構成員のリストの提出が必要で

### 3. 料金表（単位：ユーロ (EUR)）

外国人は、ユーロ又は米国ドルで料金を納付しなければならないものとされています。

(1) 出願

\* 1区分の場合 10

\* 追加の1区分ごと 30

\* 商標が白黒の場合 30

\* 色彩を主張する場合 100

(2) 優先権主張 50

(3) 登録証の発行 50

(4) 更新

(商標が白黒の場合)

* 1 区分の場合	1 2 0
* 追加の 1 区分ごと	1 2 0
(色彩を主張する場合)	
* 1 区分の場合	2 0 0
* 追加の 1 区分ごと	2 0 0
(5) 異議申立	
* 1 区分の場合	6 0
* 追加の 1 区分ごと	3 0
(6) 拒絶不服審判	1 5 0
(7) 商品の書換え	3 0

#### 4. 料金減免制度について

商標出願については料金の減免制度は採用されておりません。

#### 5. 実体審査の有無

商標出願については実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されておりません。

#### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願は最初に、出願の書式、必要書類の有無等の方式要件についての審査が行われます。方式要件を具備していない場合には補正指令が発せられ、適切な補正をしない場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

方式要件が具備した出願については、以下の不登録事由の審査が行われます。商標出願が不登録事由に該当する場合には出願人に拒絶理由が通知され、意見書・補正書提出の機会が与えられます。商標出願が最終的に拒絶された場合には、出願人は3ヶ月以内に国家発明商標庁に対して不服申し立てを行うことができます。

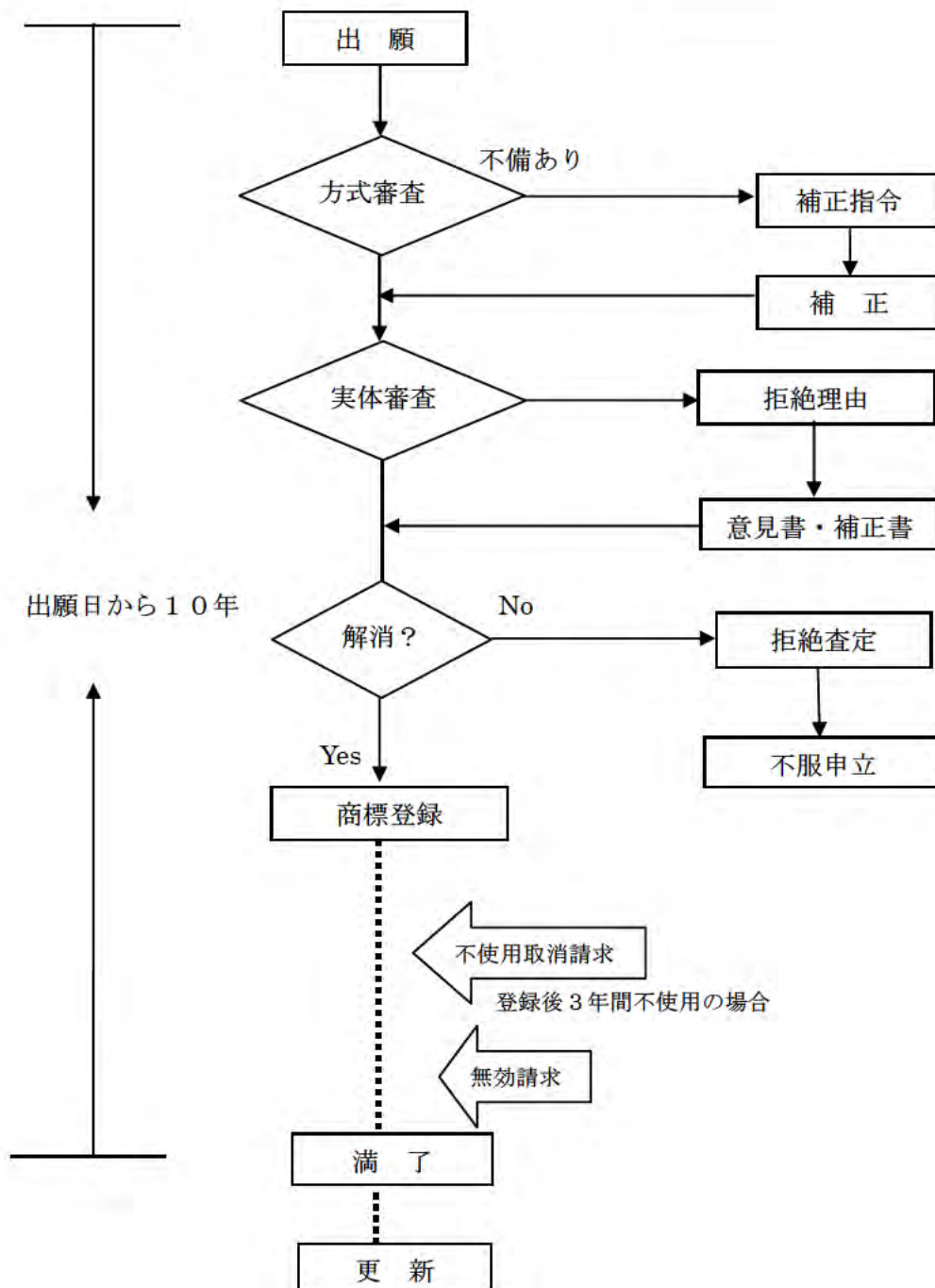
商標出願が不登録事由に該当しない場合には、出願公告がなされます。利害関係人は、公告日から3ヶ月間、異議申立てをすることができます。異議申立てがなかった場合、異議申立てが認められなかった場合には、登録決定がなされ、商標登録がなされます。

##### 【不登録事由】

① 識別性のない商標、すなわち、商品またはサービスの一般名称または製造の地域、時

期、方法もしくは商品の品質、用途、価格、数量、重量等を表示する語からなる商標

- ② 国の紋章、旗章、記章の複製またはその模倣
- ③ 虚偽の表示または法律、公序、道徳に反する商標
- ④ 他人の登録商標と同一または類似であって、同一または類似の商品について使用される。
- ⑤ ルーマニアにおいて広く知られている商標と同一又は類似の商標



## 9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から10年です。存続期間は10年間ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内又は満了後6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

更新出願の要件は以下のとおりです。

- (1) 更新出願の願書
- (2) 更新出願人の法人証明書
- (3) 登録商標の複写15枚
- (4) 商標登録証
- (5) 委任状

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

### 11. 保護対象

商標とは、他の企業の同種の商品、業務、役務から、自己のそれらを区別するため、及び品質を保証するため、ある企業により使用される識別標識であると定義されています。したがって、文字、言葉、数字、図形、商品の形状又はその包装、音響、色彩と他の要素の結合は商標の適格性を有するものとされます。

### 12. 留意事項

#### (1) 国際登録による商標の保護

ルーマニアは、国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、マドリッド協定による国際出願においてルーマニア国を指定して保護を求めることもできます。

#### (2) 登録商標の使用義務

不使用による取消しを逃れるための登録商標の使用義務はありませんが、ルーマニア国内市場への商品を供給する企業には、登録商標の使用は行政命令により義務付けられています。

#### (3) 譲渡

商標出願及び商標権は営業と無関係に譲渡することができます。譲渡は、譲渡があった日から3ヶ月以内に登録の申請をしなければなりません。譲渡の登録申請には、譲渡人及び譲受人双方により署名され公証を受けた譲渡証書、譲受人により署名された委任状が必要となります。

(4) ライセンス

登録商標について独占的又は非独占的使用権を設定することができます。ライセンスの効力を第三者に主張するためには、登録をすることが必要です。

(5) 登録の取消し請求

利害関係人は登録商標の取消しを請求することができます。ルーマニア国内の周知商標と同一類似であるとの理由による場合は、登録日から5年以内に限られています。公益的不登録事由に違反したことを理由とする場合には取消しの請求期限はありません。